

題があつて、人権侵害もあつて、国際機関からあれは奴隷制度だといつて批判されて、それに對しての反論もしていないんですよ、厚生労働省は。

いや、うまくいっているんだと言ふんだつたら、具体的なものをもつてその反論をしなきゃいけないし、いや、ここが問題なんだということを実態的に調べたら、それに対してはちゃんと修正をしていかなきゃいけないことなんです。

私から言わせたら、大義名分と実態、動きに來ている人たちの思い、それから日本の社会で受け入れるときの彼らに對する思いがかけ離れている。本音と建前がこれだけ離れているような制度を維持していく限り、これは矛盾を拡大していくだけだといふふうに思います。この制度はやはり廃止すべきだ、それにかわる真つ当な、それぞれの人たちの本音に基づいた制度組み立てというのをやはりやっていくべきだといふふうに思ふんです。

そういう意味で、単純労働の枠組み、これを正当化するといふか、法制の中で正当化して、単純労働といふ枠組みの中でコントロールしながら受け入れていくといふような議論がそろそろ出てきてもいいといふふうに私は思います。そのことについて見解を聞かせていただきたいと思ふんです。

○小林(鷹)主査代理 上川大臣、時間が來ておりますので、簡潔によろしくお願いいたします。

○上川国務大臣 たいだいまの議論の中で、先生御自身が政府の立場の中でお取り組みにならうとしてきたことのお気持ち、思いといふものにつきましては、大変大事な指摘ではないかといふふうに思つております。

さまざまな制度がその趣旨にのつとつて適正に動くことができるかどうかというのは、まさに運用のところの大きな鍵でもございます。実態はどうかといふことにつきましても幅広く調査をして、その調査結果を踏まえてさらにいいものにしていくべく努力を重ねていくということが極めて大事

なことではないかといふふうに思います。

○中川(正)分科員 政治的な判断の中で、きょうは、それに気づいてほしいという思いで質問させていただきます。この細かく書いた内容とは大分違つて申しわけなかつたんですけれども、ぜひ政治的に判断して頑張つていただきたいといふふうに思います。

以上です。

○小林(鷹)主査代理 これにて中川正春君の質疑は終了いたしました。

次に、濱村進君。

○濱村分科員 公明党の濱村進でございます。本日は、子供の最善の利益、あるいは子供の社会的養護というテーマについて質問をさせていただきます。

私自身も二人の娘の父親でございますが、大臣もお二人娘さんがいらつしやるということ、立派にお育てになつていらつしやることは存じますけれども、日本における法整備が子供が中心となつていのかどうか、こういった問題意識を持ちながら、本日は質問をさせていただきますといふふうに思つておる次第でございます。

まず、親子断絶の防止について質問をさせていただきます。親が、親子断絶防止を、きょう委員室に会長の保岡先生がいらつしやるわけでございまして、また、先ほど民主党の泉委員からも、副会長をおやりになつていらつしやるわけでございまして、質問がございました。面会交流について、か、明石市の事例とか出てまいりましたけれども、重なる部分もございまして、質問をさせていただきます。私もうございます。私もうございます。

今、残念ながら夫婦関係が破綻してしまつて、そういう方々は日本に毎年二十四万から二十五万組いらつしやることとございまして、その六割にございましては未成年のお子さんがいらつしやることと、失つて子供との面会交流がでなくなる親の方が六割以上に及ぶといふふうにも聞いておる次第で

ございまして、その結果、毎年十五万、十六万人の子供が片親との関係を断絶せざるを得ないという状況に陥つていふふうにも存じております。そういう状況がありながらも、今現在婚姻中でありながらも、離婚協議に行き着くという状況の中で、まだ婚姻中にもかかわらず子供を連れ去られて、あるいは家から一人追い出されて、実質的に子供と一緒に生活をしていないという状況で離婚を突きつけられたままであるという状況に陥つていふことがございます。こうした場合に、離婚によつて親権を失うのではなくて、実質的に子供と生活してないといふこと、この事実をもつて親権を失うということがあるといふふうにも聞いておる次第でございます。

子供の監護の継続性といふもの、これは非常に大事であるといふふうには思つてございまして、けれども、連れ去りに関しては多少悪用するケースもあるといふふうにも認識してございまして、子の監護の継続性を理由に親権者になつていふこと、御指摘があるわけでございまして、このことについてはどのようにお考えなのかをお聞かせください。

○深山政府参考人 裁判所が親権者とかあるいは監護者の指定をする際の基準として、親子の心理的な結びつきを重視して、それまでの監護状態を継続させることが子の利益にかなうという考え方がございまして、今委員御指摘の監護の継続性といふのはこのよ

うな考え方を指しているものと思われまして、私たちが承知しているところでは、実際の裁判実務においては、それまで主としてその子を監護してきた者が誰なのかといふことのほかに、父母側の事情として、それぞれの養育能力、子に對する愛情、監護に對する熱意とか居住環境、面会交流に對する姿勢、あるいは監護補助者がいるかどうかといふようなことを考慮いたしますし、子供の側の事情としても、その子供の年齢とか心情、意向といった諸事情を総合的に考慮して監護者あるいは親権者の判断がされていふふうにも承知し

ております。したがって、御指摘のような考え方のみによつて親権者あるいは監護者の指定がされていふわけではないといふふうにも考えております。

○濱村分科員 今、実務上は、ほかの、能力であつたり愛情、熱意、こうしたものも考慮されていることとございまして、また、子供の事情に對してもしつかり考慮するといふこととございまして、そこはそういう話もあるとは思ふんですけれども、一方で、親権を失つた側の親につきましては、なかなか、子供に面会できる機会が減つてくることとございまして。

子供の人格形成といふことで考えますと、両方の親に會つて、親が離婚して別々に暮らそうと、子供にとつてみれば人格形成には非常に重要でございますので、両方の親に會つていふことが大変重要に思つてございまして、そういう意味で、面会交流について現状どのようにいふのか、お聞かせ願いますか。

○深山政府参考人 親権者あるいは監護者でない親が子供との程度の頻度で面会交流をしている実情なのかといふことのお尋ねでございますが、実は、法務省として正確な実態を統計的に把握しているわけではございませんけれども、司法統計がございまして、平成二十五年の司法統計によれば、面会交流を求め家事調停事件それから家事審判事件において、面会交流を行うことが結論として定められたものの総数は年間六百四十四件とされております。

この司法統計では、この総数を、面会交流の定められ方に應じて、週一回以上、月一回以上、月二回以上、二、三カ月に一回以上、四から六カ月に一回以上、それからその他、こつこつと分類的にしております。今の分類のうち、最も多かったのは月一回以上でございまして、全体の約四六%、五割弱が月一回以上といふ区分になつていふ実情でございまして。

○濱村分科員 この月一回以上といふふうなこ

ろが多いかどうかというところはいろいろな判断があるかもしれませんが、本来であれば、私も実はそうなんですが、週のうち一日、二日子供に会えるかどうかということですが、基本的に、私の場合は親はかわらないという状況でしっかりと子供に接することができるというわけでございますけれども、やはりそういう安定的な環境をつくるというのは子供にとって非常に大事であるという観点でいえば、頻度も非常に大事になってきます。ですので、面会交流もしっかりと進めていく、そういった取り組みが必要なんじゃないかというふうにも考える次第でございます。

また、子供の最善の利益を考えると、監護の継続性を利用した、悪用と言ってもいい部分もあるかもしれませんが、子の連れ去りについてはあつてはならないというふうには思うわけでございますけれども、むしろ大事なのは何かかといえますと、どちらかというと、子供を監護できる、監護を行える親にしっかりと権利を与えることであるというふうにも思うわけでございます。

その意味では、子供をより積極的にもう一方の親に会わせることができる、面会あるいは交流させることができる、そういう親に監護する権利を与えるという原則があります。いわゆるフレンドリー・ベアレントルールと言われますけれども、このルールについてどのような評価をなされておられるのか、お聞かせください。

○深山政府参考人 裁判所が親権者や監護者の指定をする際には、他方の親と子が面会交流を行うことについて積極的であることを重視すべきであるという考え方がございます。御指摘のフレンドリー・ベアレントルールというのはこのような考え方を指すものと認識しております。離婚した一方の親が他方の親と子との面会交流について積極的であるということは、一般論として申し上げれば、子の利益の観点からは望ましい態度であることは間違いなく思っております。

ただ、実際の裁判手続で親権者や監護者を指定

する裁判においては、先ほども御答弁申し上げたとおり、面会交流に対する姿勢も考慮要素の一つであることはもちろん間違いなく思っております。さまざまな事情を総合的に考慮して、当該事案で子の福祉の観点から最もいいという判断をしているというふうには承知しておりますし、また、制度としてはそうあるべきものだろうと思っております。

したがって、他方の親と子との面会交流に積極的であるということが一般論として望ましいし、考慮すべき重要な要素であるということはそのとおりなんですけれども、これのみをもって親権者あるいは監護者を指定するというようなルー化をするということについては、なかなか難しい問題があるのではないかと思っております。

○濱村分科員 私も局長が今お答えいただいたとおりだと思っております。フレンドリー・ベアレントルールというのは大事なルールの一つ、大事な判断要素の一つではあるというふうには思いますけれども、ほかの要素も子供にとっては非常に大事であるということでございます。そういった意味で、これだけに頼らず、しっかりと環境を見定めていくということは非常に重要なことではないか、さまざまな事情ということでおっしゃっておられましたけれども、これは総合的に勘案するべきだということかというふうにも思います。

子のさまざまな事情を行政においてどのように勘案していくのかというのにも非常に重要なことかというふうにも考えております。

先ほど泉先生の質問でもございました、兵庫県明石市では、離婚届をとりに来た場合に養育合意書の書式を配付しているということでございます。作成することは強制ではございません。一方で、養育費の金額あるいは支払い期間、面会交流の方法など、あるいは頻度についても記入するという状況で、これは、仮に離婚するとした場合に、離婚の検討中にもかかわらず、今後どう子供と会わせるのかということを検討する、それを仕組みとして導入する意味では非常に重要な観点であ

り、大事な取り組みであるというふうにも思いますし、養育支援の一環としては非常に価値があるのではないかとこのようにも考える次第でございます。

明石市のこうした取り組み、調停員経験を持つ専門家による無料相談もやったりとか、離婚を考えている夫婦を対象としたガイダンス講座、こうした取り組みもなされているというふうにも伺っております。大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○上川国務大臣 兵庫県の明石市におきましての御指摘のような取り組みにつきましては、大変熱心に、丁寧に取り組まれているということで、承知をしているところでございます。

子供を持つ夫婦が離婚をする事情、さまざまな事情があるというふうにも思いますが、大切なことは、親の事情で離婚をすることによりまして子に不利益が及ばないようにするという視点であります。こうした視点を持って対応していくということとが子の利益の確保につながるというふうにも考えているところでございます。

明石市の取り組みにつきましては、まさにそのような視点に立つて行われているものというふうにも考えておられて、特に未成年の子供がいる夫婦が離婚をする際に、子育てに関しまして、互いに親として子供のことを考えて話し合いをする、そして子の養育費また面会交流等について自主的に取り決めをしていくということに対して市として支援をするということもございまして、子の利益の確保という観点から非常に望ましい政策ではないかというふうにも考えております。

○濱村分科員 今大臣もおっしゃっていただきました、親の事情によって子に不利益が及ばないようにする、これが非常に大事でありまして、このことを行政の運用上の一つの施策として行っていくというのには非常に大事なポイントであるというふうにも思っております。

ぜひリーダーシップをとっていただきたい。なかなか、法務省さんは非常に今、法務局も含めて、全国組織でございますし、いろいろなところで実際の運用にかかわる接点がありだとは思っておりますけれども、非常に専門性も高く大変な職務であるというふうにも考えますけれども、事業の運用という観点ではさらに御活躍をお願いしたいというふうにも考えている次第でございます。

その意味で、もう一つお伺いしたいことがございます。市民後見人制度でございます。

市民後見人という用語、必ずしも定義が明確ではないというふうにも存知しておるところでございますけれども、厚労省において市民後見推進事業を行っていらっしゃる、認知症高齢者あるいはひとり暮らしの高齢者向けに介護サービスの利用に伺っております。これは、弁護士さんあるいは司法書士さんといったような専門職の後見人ではなくて、いわゆる市民、一般の人に後見人としてなつていただく、支援体制を構築していくということ、社会的に見守っていくというふうな側面もあるかというふうにも考える次第でございます。

認定の、選任の手続、ステップというのはどういふものかというところ、まず、市民を養成して候補者名簿に載せ、その後、家庭裁判所が選任していくというわけでございますけれども、弁護士さんあるいは司法書士さんといった専門職の方々、あるいは市民の皆さんを巻き込みながら、市町村が実施主体として取り組んでおられる。

三権分立の大原則というのは大事な観点でございますので、家庭裁判所の業務独立性についてはしっかりと担保されなければいけないわけでございますけれども、社会福祉協議会とかで、いろいろな方が寄り集まって協議をしているというふうな場が実際の現場ではあるわけでございます。ですので、この点で、家裁の方々、家庭裁判所が事業を運用する上で必要なポイントを指導

するということは非常に現場の人たちに役立つと